

平成29年 5月15日

各 位

会 社 名 株式会社ブイ・テクノロジー
 代 表 者 代表取締役社長 杉本 重人
 (コード番号：7717 東証一部)
 問合せ先 社長室 IR グループ長 吉村 省吾
 (TEL：045-338-1980)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 15 日開催の取締役会において、定款一部変更の件を平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 20 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

今後の業容の拡大に伴い経営体制の一層の強化を図るために、取締役の員数の上限を 3 名増員し、7 名から 10 名に変更するものであります。また、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 1 7 条 (条文省略) (取締役の員数)</p> <p>第 1 8 条 当社の取締役は 7 名以内とする。</p> <p>第 1 9 条～第 2 9 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 3 0 条～第 3 1 条 (条文省略) (監査役の選任)</p> <p>第 3 2 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 1 7 条 (現行どおり) (取締役の員数)</p> <p>第 1 8 条 当社の取締役は <u>1 0 名</u> 以内とする。</p> <p>第 1 9 条～第 2 9 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 3 0 条～第 3 1 条 (現行どおり) (監査役の選任)</p> <p>第 3 2 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. <u>法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. 補欠監査役の選任の効力は、選任後 4 年以</p>

<p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第34条～第39条 (条文省略)</p>	<p><u>内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第3項の補欠監査役が監査役に就任した場合は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>第34条～第39条 (現行どおり)</p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会 平成29年6月27日(予定)

定款変更の効力発生日 平成29年6月27日(予定)

以 上